

令和8年川南町教育委員会第5回定例会会議録

1 日 時 令和8年5月28日（木）午前9時30分～午前10時30分

2 会 場 川南町生涯学習センター2階委員会室

3 出席者 平野博康教育長、椎木祐司教育長職務代理者、栗山栄子委員、
日高美枝子委員、染川龍子委員

4 欠席委員

5 関係職員 川崎紀朗課長、島崎博英教育対策監、橋口実課長補佐

6 議 事

○教育長

ただ今から令和8年川南町教育委員会第5回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより栗山栄子委員を指名します。

○栗山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって、原案どおり承認することに決定しました。

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。5月の報告事項でございます。主なものを報告します。7日に児湯地方教育委員会連絡協議会の総会及び懇親会を開催しました。11日は高齢者教室の開講式が行われました。これまでは、多賀、通山、川南の3教室で開催しておりましたが、今年度から人数の関係で多賀と通山が合同で開催することになりました。同日、家庭教育学級の保護者説明会がありました。14日に学校視察訪問で多賀小に行きました。17日日曜日は国スポのウォーキングのブレイ大会が行われました。約110名の参加者で事故等もなく無事に行っております。同日は、唐瀬原中学校の体育大会も行われました。19日から20日にかけて全国町村教育長定期総会及び研究大会が東京で行われましたので、参加させていただきました。21日に学校視察訪問で東小へ行きました。27日は支援訪問で山本小へ行っております。教育委員の皆様には、視察訪問、支援訪問への御参加ありがとうございました。本日、教育委員会定例会及び総合教育会議、以降は今後の予定になります。29日には県市町村教育委員会連合会総会、西都・児湯地区租税教育推進協議会総会及び児湯学友団高鍋コンソーシアム協議会総会が予定されています。学校訪問関係では、6月2日に国光原中学校が視察訪問、15日が川南小学校の視察訪問となっています。6月定例議会が5日から開会する予定となっています。私からは以上です。次に、課長お願いします。

○課長

1番目は、町議会6月定例会についてです。6月5日（金）開会予定で、教育課に対

する一般質問は、中瀬議員「ジュニア消防団について」、「部活動地域展開と地域スポーツ基盤づくりについて」、河野禎明議員「新中学校建設計画について」、「小学校統廃合について」、「川南町文化ホールについて」、小嶋議員「文部科学省推進の生命の安全教育の取組について」、「町の文化財のPRについて」、蓑原議員「(小中学校統廃合における)広域連携について」です。

2番目は、議会勉強会についてです。6月5日(金)開会予定の勉強会では、東地区運動公園屋内施設(体育館)を令和9年3月31日に廃止する説明を行う予定です。なお、同じ内容を6月4日(木)に自治公民館長会でも行う予定です。

また、教育委員会定例会での決定を受けてからのことですが、6月議会最終日に議会勉強会を開いていただき、小学校再編基本方針の説明を行う予定です。以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

私からは、先日行われましたコンプライアンス実務担当者会議の内容から、特に学校へ周知が必要な事項等について、資料を基に説明いたします。学校におけるコンプライアンスに関する取組につきましては、この機会に、教育委員の皆様にも、改めて御理解いただければ幸いです。

資料の1を御覧ください。令和8年度 県の取組方針としまして、5つの共通取組事項を設けております。特に、(1)と(2)については、後ほど説明いたしますが、令和8年1

2月に施行される「子ども性暴力防止法」の内容を意識したものとなっております。

また、共通取組事項に加え、各学校独自の重点取組事項を設定することとなっており、資料にあるように町内の各学校でも御覧のように設定しております。

この取組事項は、設定するだけではなく、7月と11月の県内一斉服務規律強化月間において、アンケートなどを用いて状況を把握することとなっております。

資料の2を御覧ください。さきほど説明しました、「子ども性暴力防止法」についてあります。本法律は、事業者が「特定性犯罪記録」の有無を調査し、仮に該当する者がいれば、その者は「子どもと接する職務」に従事できなくなるというものであります。

なお、この記録の有無は、自己申告ではなく、こども家庭庁がマイナンバーなどを基に確認することになります。

ここでいう事業者とは、資料2の右に示しているとおり、県費負担職員の場合は「県」となります。一方、市町村雇用の会計年度任用職員であれば、事業者は「町」となります。つまり、町として調査を実施する必要があるということです。詳細については、今後県教育委員会から通知、依頼等がありますので、それを受け適切に対応してまいります。

また、「法律の概要」の一番下にあります、「不適切な行為」についても、具体的に示されております。資料2の右のとおりであります。各学校において改めて意識していただく必要があると考えております。

資料の3を御覧ください。担当者会議において、今後検討してほしい事項として3つのことが示されました。

こちらについては、単に購入・設置すればよいということではなく、学校と市町村教育委員会が一緒になり、目的や効果を考え、導入等を検討していかなければならないということでありました。私からの説明は以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○椎木委員

東地区運動公園屋内施設（体育館）を廃止する理由は、老朽化なのかその他の要因があるのかを教えてください。

○課長

老朽化によるものです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○日高委員

子ども性暴力防止法は、今年の１２月から施行ということですが、これまでも、子どもたちを守るための対策が行われていると思います。これは、学校ごとに対策をしているのか、教育委員会が主導してやっているのかを教えてください。

○教育対策監

まずは国から指針や具体的な対策が示され、都道府県を経て市町村へ情報が届くようになっていきます。市町村教育委員会は学校に直接的に指導する立場にありますので、具体的な対策等について周知を図り、各学校に対応を依頼しています。

○教育長

補足として、全国的に事件・事故が起こった際は、国から通知等が入るようになって
います。また、各学校においてコンプライアンス研修を実施しています。

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

本県の学校における防犯カメラの設置状況はどうなっていますか。

○教育対策監

県内の状況の詳細は把握していませんが、学校の正門付近に設置しているという事例
は聞いたことがあります。教室内にカメラを設置することについては、児童生徒のプ
ライバシーの権利の侵害につながることを懸念されます。一部で、教室内に防犯カメラを
設置してほしいとの声も上がっているようではありますが、現時点で設置は考えておりま
せん。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○染川委員

随分前の話であるが、小学校の体育の授業では外部のギャラリーがいるとの話を聞い
たことがあります。男女共有の体育服にすることも検討されたようです。今のところ防
犯カメラを設置しないということですが、今後も設置の考えはないのですか。

○教育対策監

先ほどの話の続きになりますが、現時点で本町としては、防犯カメラの設置を検討し

ている状況ではありません。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号及び第4号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」、専決第3号は、「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の解嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号、第3号及び第4号は、川南町学校給食共同調理場条例第5条及び川南町学校給食共同調理場条例施行規則第5条の規定により、川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱及び解嘱を行うものです。内容は、記載のとおりとなります。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第１号について、採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第１号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第５報告第２号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第２号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」その提案理由を申し上げます。

報告第２号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第４条第１項の規定により専決処分しました。専決第２号は、「川南町文化ホール運営委員会委員の委嘱について」を同条第２項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

委員の皆さんは、全員継続になりますか。

○課長

3名継続で残りの方が新規となります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求める
について」は、原案のとおり承認されました。日程第6、議案第1号「川南町図書館
協議会委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求め
ます。

○課長

議案第1号「川南町図書館協議会委員の委嘱について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、川南町ふるさと総合文化公園の設置及び管理に関する条例第13条第2項
の規定により、委員を委嘱するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

全員継続になりますか。

○課長補佐

お二人が新規となっています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○椎木委員

先ほどの文化ホール運営委員会委員は5月1日から、図書館協議会委員は6月1日からの委嘱になっています。時期がずれている理由が分かりますか。

○課長

詳しいことは分かりませんが、当初の設置時点がそれぞれ違うからだと思います。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町図書館協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めま

す。

○課長

議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、第4条関係様式の就学学校指定変更申請書をシステム標準化により全国統一様式とするため変更するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町通学区域規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第8、議案第3号「川南町学校区域外就学規則の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「川南町学校区域外就学規則の一部改正について」その提案理由を申し

上げます。

この議案は、様式第1号から様式第4号までの区域外就学申請書、区域外就学協議書、区域外就学承諾通知書及び区域外就学不承諾通知書をシステム標準化により全国統一様式とするため変更するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町学校区域外就学規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、議案第4号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第4号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」その提案理由を申し上げます。

この議案は、町長部局の事務決裁規程が変更されたことに伴い、第4条に関係する

別表の財政関係について、決裁事項人件費を除く支出負担行為及び支出命令における教育長の決裁区分にただし書きを追加し、課長の決裁区分のただし書き中、工事請負費の金額の変更を行うとともに、決裁事項指名競争入札参加者の決定及び入札の執行における工事請負費の金額を変更するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日高委員

他課も同様の改正になるのですか。

○課長

町長部局が先行して変更されていますので、同様の改正となります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第4号「川南町教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。日程第10、議案第5

号「川南町立小学校の再編に係る基本方針の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第5号「川南町立小学校再編に係る基本方針の策定について」は、別紙のとおり提案いたします。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

【補足説明】

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第5号「川南町立小学校再編に係る基本方針の策定について」は、原案のとおり可決されました。日程第11、「その他」に入ります。まず、事務局から連絡等があればよろしくお願いします。

○課長補佐

お配りしている資料は、5月10日に認定した令和8年度の要保護児童生徒認定名簿になります。今後、6月末を目途に準要保護児童生徒を認定したいと考えておりま

す。認定結果は、7月の定例会でお知らせします。

○教育長

教育委員の皆様から何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になれば次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、6月25日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、6月25日木曜日に行うことと決定しました。これで、令和8年第5回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和8年6月25日

川南町教育委員会 教育長 平野 博康

川南町教育委員会 教育委員 栗山 栄子